

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

デイケア・予防デイケアサービス

3級地 地域単価10.83

★要介護1～5

単位：円 令和6年6月より

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
サービス費 (1日あたり)	1割	731	869	1,003	1,167	1,326	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やりハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	1,462	1,737	2,006	2,333	2,651	
	3割	2,193	2,606	3,009	3,499	3,977	
食費	1日	700 (昼食)				おやつは昼食代に含む。	
1日あたりの 基本料金	1割	1,431	1,569	1,703	1,867	2,026	
	2割	2,162	2,437	2,706	3,033	3,351	
	3割	2,893	3,306	3,709	4,199	4,677	

★要支援1・2

単位：円 令和6年6月より

要介護度		要支援1	要支援2	摘要
サービス費 (1月あたり)	1割	2,457	4,579	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やりハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	4,913	9,158	
	3割	7,369	13,737	
食費	1日	700 (昼食)		おやつは昼食代に含む。
1月あたりの 基本料金 (週2回利用した 場合)	1割	8,057	10,179	食事代 700円×8=5,600を加算した場合
	2割	10,513	14,758	
	3割	12,969	19,337	

★その他 加算料金（デイケア）

単位：円 令和6年6月より

負担割合		1割	2割	3割	
入浴介助加算Ⅰ	1日	44	87	130	入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ11	1月	607	1,213	1,820	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PT・OT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ12(6か月経過以降)	1月	260	520	780	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PT・OT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算口21	1月	643	1,285	1,927	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PT・OT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
リハビリテーションマネジメント加算口22(6か月経過以降)	1月	296	592	887	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PT・OT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日	120	239	358	医療機関退院、又は介護保険施設から退所した日から3月以内にリハビリテーションを集中して行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回(6月に1回を原簿)	22	44	65	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態について確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回(6月に1回を原簿)	6	11	17	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態のどちらかについて確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	65	130	195	若年性認知症利用者の方を受入した場合
重度療養管理加算	1日	109	217	325	要介護3・4又は5の方であって、厚生省の定める状態にある方に対し処置を行った場合
中重度者ケア体制加算	1日	22	44	65	要介護3・4又は5の方の割合が通所の100/30以上の場合(前年度)
科学的介護推進体制加算	1月	44	87	130	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
送迎減算	片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合
移行支援加算	1日	13	26	39	ADLが向上し、社会参加を維持できる等の質の高い通所リハビリを提供した場合(前年度)
通所リハ体制加算4	1日	26	52	78	通所リハビリにおいて配置されている理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、25:1以上常時配置されていること。(6~7時間)
通所リハ体制加算3	1日	22	44	65	通所リハビリにおいて配置されている理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、25:1以上常時配置されていること。(5~6時間)
通所リハ体制加算2	1日	18	35	52	通所リハビリにおいて配置されている理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、25:1以上常時配置されていること。(4~5時間)
通所リハ体制加算1	1日	13	26	39	通所リハビリにおいて配置されている理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、25:1以上常時配置されていること。(3~4時間)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日	20	39	59	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります(ご利用単位の合計の8.6%)			厚生省の示す基準を満たしている場合
レクリエーション(創作)費	1回	実費(内容により異なります)			特定のレクリエーションに事前に申し込みされた場合
当日キャンセル料(昼食代)	1回	700			利用予定の当日に利用をキャンセルされた場合

★その他 加算料金（予防デイケア）

単位：円 令和6年6月より

負担割合		1割	2割	3割	
科学的介護推進体制加算	1月	44	87	130	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
若年性認知症利用者受入加算	1月	260	520	780	若年性認知症利用者の方を受入した場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援1)	1月	-130	-260	-390	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援2)	1月	-260	-520	-780	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	1月	78	156	234	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	1月	156	312	468	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月	ご利用単位により異なります(ご利用単位の合計の8.6%)			厚生省の示す基準を満たしている場合
レクリエーション(創作)費	1回	実費(内容により異なります)			特定のレクリエーションに事前に申し込みされた場合
当日キャンセル料(昼食代)	1回	700			利用予定の当日に利用をキャンセルされた場合

※上記の加算は消費税の課税対象ではありません。

※上記の加算は端数処理の為、実際の合計額と誤差が生じることがあります。

介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

短時間デイケア・予防デイケアサービス

3級地 地域単価10.83

★要介護1～5

単位：円 令和6年6月より

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
サービス費 (1日あたり)	1割	387	421	450	482	515	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	774	841	899	964	1,029	
	3割	1,160	1,261	1,349	1,446	1,544	

★要支援1・2

単位：円 令和6年6月より

要介護度		要支援1		要支援2		摘要
サービス費 (1月あたり)	1割	2,457		4,579		居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供
	2割	4,913		9,158		
	3割	7,369		13,737		

★その他 加算料金（デイケア）

単位：円 令和6年6月より

負担割合		1割	2割	3割	
理学療法士等体制強化加算	1日	33	65	98	理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置している場合
リハビリテーションマネジメント加算イ11	1月	607	1,213	1,820	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PTOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算イ12(6か月経過以降)	1月	260	520	780	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PTOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算ロ21	1月	643	1,285	1,927	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PTOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
リハビリテーションマネジメント加算ロ22(6か月経過以降)	1月	296	592	887	医師の指示によるリハビリテーション計画に基づき、リハビリ会議を開催し、PTOT又はSTが利用者等に説明し継続的にリハビリテーションの管理を行い、又厚生労働省(LIFE)に情報提出した場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日	120	239	358	医療機関退院、又は介護保険施設から退所した日から3月以内にリハビリテーションを集中して行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	1回(6月に1回を限度)	22	44	65	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態について確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	1回(6月に1回を限度)	6	11	17	利用開始時及び利用中6月ごとに、口腔の健康状態・栄養状態のどちらかについて確認を行い、各情報を介護支援専門員に提供している場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	65	130	195	若年性認知症利用者の方を受入した場合
重度療養管理加算	1日	109	217	325	要介護3・4又は5の方であって、厚労省の定める状態にある方に対し処置を行った場合
中重度者ケア体制加算	1日	22	44	65	要介護3・4又は5の方の割合が通所の100/30以上の場合(前年度)
科学的介護推進体制加算	1月	44	87	130	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
送迎減算	片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合
移行支援加算	1日	13	26	39	ADLが向上し、社会参加を維持できる等の質の高い通所リハビリを提供した場合(前年度)
サービス提供体制強化加算II	1日	20	39	59	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員等処遇改善加算I	1月	ご利用単位により異なります(ご利用単位の合計の8.6%)			厚労省の示す基準を満たしている場合

★その他 加算料金（予防デイケア）

単位：円 令和6年6月より

負担割合		1割	2割	3割	
科学的介護推進体制加算	1月	44	87	130	ADL等の必要な情報を厚生労働省(LIFE)に提出した場合
若年性認知症利用者受入加算	1日	65	130	195	若年性認知症利用者の方を受入した場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援1)	1月	-130	-260	-390	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
予防通所リハビリの長期利用減算(要支援2)	1月	-260	-520	-780	予防通所リハビリが利用開始から12月以上経過している場合
サービス提供体制強化加算II(要支援1)	1月	78	156	234	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
サービス提供体制強化加算II(要支援2)	1月	156	312	468	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合
介護職員等処遇改善加算I	1月	ご利用単位により異なります(ご利用単位の合計の8.6%)			厚労省の示す基準を満たしている場合

※上記の加算は消費税の課税対象ではありません。

※上記の加算は端数処理の為、実際の合計額と誤差が生じることがあります。